

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 沖汐 守彦

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 太子町<br>(28464)     |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 町与地区<br>( 町与 )     |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和8年2月19日<br>(第3回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の対象者39名(回収29名)の意向調査結果から見ると、農業者の平均年齢は72.6歳と高齢化が進み、農業に対する意欲も薄れ、後継者のいない農業者は80%以上もいる事から、農業環境は、益々厳しい状況になっている。  
 農地(畑地を含む)の利用については、水稻を作付けしている農家は5名で、その各人の面積は小規模で、10aから20aが大半で、一部野菜を作付けしている認定新規就農者もいるが、将来は農地を売りたい方や貸したい方が多く農地を維持していくことが困難になり、益々遊休農地の増加が見込まれる。  
 この様な状況を解決するには、個人で農地を維持していくには限界があり、個人の農家だけでなく、非農家も含めて地域全体で、農地を守る為に組織等を立ち上げて、取り組んで行く必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の農業者に配慮しながら、地域全体で、農業に意欲のある若者を掘り起こし、新たな担い手を育成し、水稻を中心として、栽培を行っていく。  
 また、活動組織を立ち上げ、個々の農業経営から組織を中心とした営農の確立を目指し、周辺地域を巻き込み圃場整備を実施し、農地の大規模化を行っていく。  
 地域住民の生活環境の整備を図るとともに、景観機能の確保や、自然生態系の健全に配慮した、農地、農道、水路等の整備を行い、美しい景観を形成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 5.9 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 4.6 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を基本に、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域計画の範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 現在の担い手に加えて、新たに担い手を育成し、農地の集積・集約化を図り、集団化を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 農地の貸借は、現在1名が農地中間管理機構を活用して、露地野菜を栽培しているが、今後も新たに育成する担い手も含めて、経営意向を踏まえて、引き続き活用していく。  |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 農作業の効率化や省力化を進めるには、周辺地域も含めた圃場整備が必要であり、研修会等を開催して、非農家も含めて意識改革を図る。<br>水利施設等については、土地改良区等、受益者等と連携し、適期に補修対策を行うなど 計画的な維持管理に努める。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 町及び県・JAと連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地の斡旋を支援する。<br>また、就農相談から定着まで切れ目のない取組を行う。                             |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
| 地域内で、農作業の効率化を図るために、兵庫西農業協同組合等が提供している、農作業・農業機械・農業施設等の利用や委託を今後検討していく。   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |                                      |   |                                   |                               |
|---|--------------------------------------|---|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① 地域内にシカ等の獣害が多発しており、国や県の補助事業を活用して、防護柵の設置を検討する。
- ③ 自動操作システムによる労働力の省力化・効率化を図るために、スマート農業を検討する。